

災害時における電気設備の災害応急工事等に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の電気設備の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害により甲の所有又は管理する施設の電気設備に被害が生じた場合において、甲乙が協力し、連絡調整を図り、速やかにその調査及び災害応急工事を実施することで、施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（協力要請及び受託）

第2条 甲は乙に対し、次の業務について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1） 施設の被害状況の把握及び災害応急工事の設計・施工に必要な調査
- （2） 災害応急工事
- （3） 前号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による協力として行うことを適当と認められたもの

（要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に規定する協力要請をする場合は、場所、状況、内容、その他必要事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合や文書による要請が困難な場合は、口頭等により要請することができるものとし、その後、速やかに乙に文書を提出するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合や文書による報告が困難な場合は、口頭等により報告できるものとし、その後、速やかに甲に文書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、前条に規定する報告があった場合は、その業務の内容を確認の上、乙が要した業務の費用について、甲が採用する積算基準等により精算するものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

（従事者の災害補償）

第6条 第3条に規定する要請に基づき、第2条に規定する業務に従事した者が、当

該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）」により、損害補償を行うものとする。

（守秘義務）

第 7 条 甲乙は、本協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（連絡体制の整備）

第 8 条 甲乙は、本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

（情報の共有等）

第 9 条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（協議）

第 10 条 本協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和 2 年度末までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 24 日

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

甲 鈴鹿市
鈴鹿市長

鈴鹿市矢橋三丁目 6 番 13 号

乙 鈴鹿電気工事業協同組合
理事長